



退職金制度があるんですね!!



次はあなたの会社も導入しませんか?

国の退職金制度
『中退共』!

- ・ 掛金の一部を国が助成
- ・ 掛金は全額非課税
- ・ 安心の資産運用
- ・ 家族従業員も加入可能

パートさんも入れます!

加入企業数 37万9千社

加入従業員数 362万人

運用資産額 5兆5,350億円

※令和6年5月現在



中小企業の従業員のための
国の退職金制度、あります!

ホームページで
マンガでわかる
中退共制度
公開中!



詳しい資料は
ホームページから
ご請求ください

Q 中退共

検索

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

中退共
CHU-TAI-KYO

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部



ちゅうたいきょう

中退共制度についての6つのポイント！



POINT

1

掛金の一部を
国が助成

初めて中退共制度に加入する事業主および掛金月額を増額する事業主に、国が掛金の一部を助成します。(注1)

POINT

2

掛金月額の選択

掛金月額は、従業員ごとに16種類から選択できます。また、掛金月額は変更も可能で、賃金や勤続年数等を基準にして設定できます。

POINT

3

簡単な管理

掛金は口座振替で手間がかかりません。また、従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせしますので、管理が簡単です。

POINT

4

短時間労働者
向けの掛金

短時間労働者には、一般の従業員より低い特別掛金月額も用意しています。また、新規加入時の掛金助成に上乗せがあります。

POINT

5

掛金は非課税

掛金は法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額非課税となります。(注2)

POINT

6

家族従業員も
加入可能

従業員である実態があれば家族であっても加入できます。ただし、書類の提出を求める場合があります。(注3)

(注1) 一部対象外があります。(注2) 資本金の額または出資の総額が1億円を超える法人事業税には、外形標準課税が適用されます。(注3) 事業主と生計を一にする同居の親族を加入させる際は、使用従属関係等の確認のための書類の提出が必要。



加入できる企業



常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが、次の範囲内であれば加入できます。個人企業や公益法人等の場合は、常時雇用する従業員数によります。

一般業種

常用従業員数
300人以下
または
資本金・出資金
3億円以下

卸売業

常用従業員数
100人以下
または
資本金・出資金
1億円以下

サービス業

常用従業員数
100人以下
または
資本金・出資金
5千万円以下

小売業

常用従業員数
50人以下
または
資本金・出資金
5千万円以下

※詳細はHPをご覧ください。資料をご請求ください。

¥

退職金額の目安

掛金が毎月**10,000円**の場合5年後 ▶ **608,200円**10年後 ▶ **1,265,600円**20年後 ▶ **2,666,600円**

※金額は法令の改定により変わることがあります。



制度についてのご相談は、下記のコーナーでも承っています！

名古屋
コーナー

TEL **052-857-7588**
FAX **052-857-7592**

大阪
コーナー

TEL **06-6536-1851**
FAX **06-6536-1850**

電話受付時間

9:00~17:00 ※土日祝日は除く

資料請求

※詳しい資料はホームページ、右記QRコード、FAXまたは封書にてご請求ください。よくわかる中退共制度詳細版と新規契約申込書をご送付させていただきます。

FAX

03-5955-8220

QRコード



住所 〒

業種

資本金

TEL ()

円

名称または氏名

担当者のお名前

常用従業員数

パート従業員数

人

人

※ご記入いただきました個人情報は、中退共本部の加入促進活動に必要な範囲内で利用させていただきます。中退共本部では個人情報を適切な安全対策のもとに管理し、漏洩等の防止に努めます。また、お客様の同意なく第三者に開示・提供はいたしません。

配布団体名